

## 短期入所事業 い～ま Copain 森孝 運営規程

### (事業の目的)

第1条 エム・オーヒューマンサービス株式会社が開設するい～ま Copain 森孝（以下「事業所」という。）が行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に規定する指定短期入所事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護師、生活支援員及び調理員等（以下「従業者」という。）が支給決定を受けた利用者に対し、適正な指定短期入所事業を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、居宅において介護を行う者の疾病その他の理由により、短期間の入所を必要とする利用者に対し、その利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、必要な保護を行うものとする。

- 2 事業所の従業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供を行う。
- 3 事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、関係市町村、他の障害福祉サービス事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 4 「名古屋市指定障害者福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月25日名古屋市条例第80号）」その他関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。
- 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1)名称 い～ま Copain 森孝
- (2)所在地 名古屋市守山区森孝3丁目1503番1

### (従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者  
1名以上（常勤兼務職員）  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 従業者

生活支援員 4名以上（非常勤兼務職員）  
生活支援員は、指定短期入所の提供にあたる

調理員 4名（非常勤兼務職員）  
従業者は、指定短期入所の提供にあたる。

（指定短期入所の利用定員）

第5条 指定短期入所の利用定員は次のとおりとする。

（1）単独型 6名

（指定短期入所の内容及び主たる対象者）

第6条 指定短期入所の内容は、次のとおりとする。

- （1）入浴、排せつ、食事等の介護及び日常生活上の世話
- （2）健康チェック

2 事業所において指定短期入所を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- （1）知的障害者
- （2）障害児

（利用者から受領する費用の額）

第7条 指定障害福祉サービスを提供した場合の利用料の額は、告示上の額とし、当。該指定障害福祉サービスが法定代理受領サービスであるときは、市町村が定める月額負担上限額の範囲内とする。

2 食事の提供に要する費用は、食事提供加算該当者の昼食・夕食については、1食当たり400円を徴収する。また、朝食については1食当たり200円を徴収する。

食事提供加算非該当者の昼食・夕食については、1食当たり530円を徴収する。また、朝食については1食当たり300円を徴収する。  
また、入浴についての光熱水費は1回当たり150円とする

3 日常生活において通常必要となる費用で、利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

4 前各項の費用の支払いを受ける場合は、利用者又はその扶養義務者に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。

5 第1項から第5項までの支払いを受けた場合には、当該費用に係る領収書を利用者に対して交付しなければならない。

（サービス利用にあたっての留意事項）

第8条 従業者は、利用者に対して従業者の指示に従ってサービスの提供を受けてもらうよう 指示を行う。

2 従業員は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- (1) 気分が悪くなったときは、すみやかに申し出る。
- (2) 他事業所と共有している設備は他の迷惑にならないように利用する。

3 利用者はサービスの利用に当たっては次に掲げる事項に留意する

- (1) 外出する場合は、事前に事業所に届け出ること。
- (2) 喧嘩、口論、泥酔等他人に迷惑をかける行為をしないこと。
- (3) 指定した場所以外での下記を用いないこと。
- (4) 事業所内の秩序、風紀を乱し、または安全衛生を害する行為をしないこと。

（提供拒否の禁止）

第9条 事業所は、正当な理由なく当該事業所が行う指定障害福祉サービスの提供を拒んではならないものとする。

（緊急時等における対応方法）

第10条 従業者は、短期入所の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに医療機関又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者へ報告しなければならない。

（非常災害対策）

第11条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

- 2 事業所は前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるように連携に努める。
- 3 事業所は非常災害に備え、利用者及び従業者の3日間の生活に必要な食糧及び飲料水を備蓄する。

（虐待防止に関する事項）

第12条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため。次の各号に掲げる措置を講ずる。

- 1 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- 2 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- 3 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(身体拘束の禁止)

第 13 条

- 1 事業所は、指定障害福祉サービスの提供に当っては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。
- 2 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録することとする。
- 3 事業所は身体の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。
  - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
  - (2)身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
  - (3)従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(指定短期入所の内容)

第 14 条 事業所が提供する指定短期入所の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食事の提供
- (2) 入浴又は清拭
- (3) 身体等の介護
- (4) 生活相談
- (5) 健康管理
- (6) 送迎サービス
- (7) 前各号に掲げるもののほか、日常生活に必要な支援

(衛星管理等)

第 15 条 事業所は、利用者の使用する設備及び飲用に提供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行う。

- 2 事業所は当事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずる。
  - (1) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとする。)を定期的に開催するように努め、その結果において従業者に周知徹底を図る。

- (2) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期に実施するように努める。

(掲示)

第 16 条 事業所は、当事業所の見やすい場所に運営規定の概要、従業者の勤務の体制その他の利用者申し込み者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示する。

- 2 事業所は、前項に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(職場におけるハラスメントの防止)

第 17 条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

(事業継続計画の策定等)

第 18 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期に事業再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するように努める
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(協力医療機関等)

第 19 条 事業所は、利用者の病状の急変等に備えるため、協力医療機関を定める。

協力医療機関名 大鹿内科医院

(その他運営に関する重要な事項)

第 20 条 事業所は、利用者に対して適切な指定短期入所を提供するため、従業者の勤務体制を整備するとともに、従業者の資質の向上を図るため、研修(前条に規定する利用者及び障害児の人権の擁護、虐待の防止等の内容を含む。)の機会を次のとおり設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後 3か月以内

(2) 継続研修 年2回

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 事業所は、提供したサービスに関する記録を、当該サービスを提供した日から5年間は保存するものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項はエム・オーヒューマンサービス株式会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成21年9月1日から施行する。

この規定は、平成25年4月1日から施行する。

この規定は、平成26年4月1日から施行する。

この規定は、平成27年4月1日から施行する。

この規定は、平成27年6月1日から施行する。

この規定は、平成28年4月1日から施行する。

この規定は、平成29年4月1日から施行する。

この規定は、平成30年4月1日から施行する。

この規定は、平成31年4月1日から施行する。

この規定は、令和2年4月1日から施行する。

この規定は、令和3年4月1日から施行する。

この規定は、令和3年6月1日から施行する。

この規定は、令和4年4月1日から施行する。

この規定は、令和4年11月1日から施行する。

この規定は、令和5年4月1日から施行する。

この規定は、令和6年4月1日から施行する